

令和6年6月11日

## 建設工事における積算疑義申立て制度の一部見直しについて

上田市が発注する建設工事のうち一般競争入札で行った案件については、入札の透明性及び公正性を確保し、積算疑義を解消したうえで契約を締結するため、入札後に市の積算に対して疑義の申し立てができる制度を設けています。

この度、制度の一部を見直し、次のとおり実施することとなりましたのでお知らせします。

### 1 対象案件

契約検査課が入札手続きを行う一般競争入札で実施する建設工事  
ただし、不調、中止となった案件は対象外とします。

### 2 申立て対象者

当該入札案件の入札参加者

### 3 疑義申立ての期間

入札参加者は、積算疑義があるときは、開札日の翌日午前9時から申立てることができ、開札日の翌日から起算して2日目（休日等を除く）の午後3時までに積算疑義申立書を契約検査課に提出してください。

### 4 公表用積算内訳書（金額入り設計書）の閲覧

入札参加者は、積算疑義の申立て期間中に公表用積算内訳書を閲覧することができます。  
閲覧を行う場合は、公表用積算内訳書閲覧請求書を契約検査課窓口又はメールで提出してください。

### 5 内容の精査

開札日の翌日から起算して3日目（休日等を除く）の午後3時までに設計図書等を精査し、同日の午後5時までに確認結果を回答します。

### 6 精査後の対応

- (1) 積算誤りでない場合、入札事務を継続します。
- (2) 積算誤りが認められた場合、入札事務を中止し、全ての入札参加者に周知します。  
ただし、積算誤りを修正し、再積算した設計金額においても落札候補者が変わらない場合は、入札事務を継続します。

### 7 適用時期

令和6年7月1日以降に入札する案件から適用します。